○総務省告示第二百八十七号

登録検査等事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）第十七条の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第二百七十八号（登録検査等事業者等規則第十七条及び別表第五号第三の三(2)の規定に基づく登録検査等事業者が行う検査の実施方法等及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年八月二十五日

総務大臣　村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
第１　無線局（船舶局、船舶地球局、携帯無線通信（設備規則第３条第１号に規定するものをいう。以下同じ。）を行う基地局及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステム（設備規則第３条第10号に規定するものをいう。以下同じ。）の基地局及び陸上移動中継局、ローカル５Ｇ（設備規則第３条第15号に規定するものをいう。以下同じ。）の基地局及び陸上移動中継局並びに携帯移動衛星通信を行う地球局（設備規則第49条の23の８においてその無線設備の条件が定められているものに限る。以下同じ。）を除く。）の検査実施要領	第１　［同左］
［１　略］	［１　同左］
２　法第60条の時計及び備付書類等	２　［同左］

検査の項目	具体的な検査の実施方法等	検査の成績
法第60条の時計及び備付書類等		
［１　略］		
２　備付書類		
⑴　免許記録	備付け（無線航行移動局にあっては掲示を含む。）の有無等を調べる。 備付けは、施行規則第38条第１項の表の注１（掲示にあっては、同条第２項）に掲げる方法によるものとなっているか確認する。	備付け（無線航行移動局にあっては掲示を含む。）の有無等が法令の規定を満足しないときは、「不可」とする。
［⑵　略］		
⑶　その他の書類 免許申請書の添付書類の写し、変更申請書の添付書類の写し及び変更の届出書の添付書類等の写し（包括免許に係る特定無線局にあっては、法第27条の６第３項の届出書の写し）	備付けの有無の適否を調べる。	備付けの有無が法令の規定を満足しないときは、「不可」とする。

検査の項目	具体的な検査の実施方法等	検査の成績
［同左］		
［１　同左］		
２　［同左］		
⑴　免許状	備付けの有無等を調べる。なお、免許状に代えてその電磁的記録による写しを備え付けているときは、当該写しを表示できる備付けの電子計算機その他の機器により表示して調べる（無線航行移動局を除く。）。	備付けの有無等が法令の規定を満足しないとき（注）は、「不可」とする。
［⑵　同左］		
⑶　［同左］	備付けの有無の適否を調べる。なお、当該書類が電磁的方法により記録されたものであるときは、当該書類を表示できる備付けの電子計算機その他の機器により表示して調べる。	備付けの有無が法令の規定を満足しないとき（注）は、「不可」とする。